

第三 土地問題に関する報告

一、 土 地 問 題

さきに（一九五五年）、われわれが沖縄の土地問題について、報告を出して以来、問題とされたことが、どのように推移したか、現在、どのような状態にあるかは、われわれの関心の一つであった。現在沖縄の土地問題は、ほとんど解決されたと言われている。しかし、この問題についても、われわれは数多くの苦情を開いた。

（一） 土地問題の推移

（1） 合衆国がもつ権利

沖縄の人々が、もつとも大きな不安を感じていたことは、米軍に収用された自分たちの土地が、永遠に合衆国の所有に帰してしまうのではないか、ということであった。住民は、沖縄の土地を異國に売り渡してはならない。祖国の土地を守らなければならないと考えた。四原則の第一に、土地買い上げ反対があげられているのは、この住民の意志のあらわれである。

一九五三年四月の民政府布令一〇九号「土地収用令」で、米国が強硬な態度を打ち出し、翌五四年オグデン副長官が「米国が使用している土地の地代を一括払いにする」と発表したことは合衆国は土地を強制的に買い上げてしまうのではないかとの強い不安を住民に与えた。住民の間にはげしい反対運動が起り、同年四月、立法院は、土地四原則（「米国による土地の買上げ、又は永久使用料の一括払いは絶対に行なわないこと。」）現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理

的算定にもとづく要求額にもとづいてなされ、且つ評価及び支払いは一年毎になされなければならない。(三米国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと。四現在米国軍隊の占有する土地で不要の土地は早急に開放し、且つ新たな土地の収用は絶対にさけること。) を決議した。

しかし、一九五六年のプライス勧告は、米国が沖縄で取得すべき権利は、フィーライトル(永代借地権)であるべきで地代は一括払いとすべきだとした。フィーライトル(永代借地権)の実体は所有権で、米国が必要になつたら返すこともあり得る(返さないかも分らぬ)というだけのものであつた。一括払いの結果は、日本復帰の後にも、日本の統治権自体が、大きな拘束を背負うことになり、実質的に領土権を侵すものではないかとの疑いがあつた。一九五七年の布令一六四号「米国による土地収用計画」は、住民の反対において、一括払いの方針はすてぬが、フィーライトルを取得する方針はやめて米国が取得する権利は、限定期付土地保有権と物権たる賃借権及び地役権の三種とした。しかし、前二者は「土地の完全な耕地的権利」であつて、米国の方針の意思で返還時期が決められるとなつてはいるだけで米国が返還しなければいつまでも続くといふものであつた。かかる権利を米国がもつことの不法性と不当性が指摘され、住民の強い反対にあつて、一九五八年七月三〇日、米国防省は、ついに「米国は、今後、限定期付土地保有権を廃止し、それに関連する唯一の方式である一括払方式を完全に放棄」することを声明した。五五年五月、第一回渡米使節団が、ワシントンに派遣されて接歩がはじめられてから、長期にわたる、住民の反対にたいする合衆国の緩化と譲歩がくりかえされた後に、五八年一月に「新土地計画」が完成され、合衆国が沖縄の土地にたいしてもつ権利は、一括払いを廃止し賃借権とするという方向が確定したのである。その結果土地問題の一つが解決されたとみる人が多くなつてゐる。

(2) 土地にたいする補償

住民が不満をもつた第二の点は、米軍が、収用した土地にたいする適正な補償をしないということであつた。土地四原則の第二は、適正補償の要求をかゝげてゐる。合衆国は、一九四五年的軍事占領以来何らの補償なしに、沖縄の土地を使用していたが、朝鮮戦争を契機とする一九五〇年からの大がかりな、強制接收によつて土地問題がクローズアップされて以来、しだいに住民の間に適正補償の要求が高まつてきた。

平和条約発効後の一九五二年十一月になつて布令九一号「契約権」が出され、一九五〇年七月一日以後、一九五二年四月二七日に至るものゝ損失補償が行なわれることになつた。補償額算定の基準は、D.E.(地区工兵隊)によつてつくられた、字別、地目、等級別の価格体系にもとづく、登記価格を一〇ないし五〇%増した地価であつた。それの六%を地代とした。

登記価格を一〇ないし五〇%増加した金額を、地価とすることは、沖縄の実情に合わなかつた。なぜなら登記価格は、土地の売買価格とは、ほとんど無関係に安く算定するのが慣例であるからである。また、地価の六%を地代とする考え方は、土地を「危険性」と「流動性」の最も少ない投資と考える立場に立つて米国における国債利廻りを沖縄の土地の利益率とするものであつた。沖縄における土地の相用価値の高さ、資本という意味よりも、生活手段であること、農地のばあい稟約農法が行なわれるため、単位面積あたりの生産額が合衆国の約十七倍であることなどの事情から、住民は合衆国が算定する地代を極端に低いものとして、強く反対した。

一九五六年のプライス勧告は、從来の、売買価格を基準として評価するやり方にたいして、農地については、農業生産性を考慮して、評価すべきことを勧告した。

五八年に確定された「新土地計画」にもとづき、「土地借賃安定法」(一九五九・一・一三、民立法)がつくられ、農地については、農業生産性を標準として地代算定の基準を設けることになつた。たとえば、田のばあい、三等地が基本とされ、収益率を平均総収入の一〇〇分の三八とみ、これを地代とし、一等地は三等地の地代の一〇〇分の一二〇、四等地は、一〇〇分の七二などと決められた。その額は、一九五三年度賃

倍料の六倍、一九五六六年沖縄地区工兵隊が再評価した額（土地賃貸安定法まで適用）の二・一倍となつてゐる。この結果、土地の補償問題は解決されたと一般に言われている。

(3) 土地接收の方法

一九四五年の米軍による沖縄占領後、朝鮮戦争ばつ発までの間は、米軍の土地接收にたいする不満は、ほとんど表面には現われなかつた。一九五〇年の朝鮮戦争を契機としてはじまつた。新規土地收用は、数年前にわれわれが発表した報告にあるとおり、強制的な方法で行なわれた。土地四原則の第四は、一步を進め、「新たな土地の收用は絶対さけること」とした。銃剣をもつた軍隊が出動して、強制的に接收し、たゞちにブルドーザーで家も畠も取り壊してしまうやり方が、住民の反対にあつたのは当然であつた。一九五九年二月布令二〇号「賃借権の取得について」が出来てからは、土地の接收はつきのような方法によつている。土地にたいする権利の取得は、通常のばあいは、琉球政府が、地主との折衝手続によつて契約を締結して賃借権を取得し、琉球政府は、取得した土地の賃借権を一括して、合衆国に「転賣又は権利移転」する契約を締結する。もし、当該権利について、琉球政府と関係地主との折衝が不成功に終り、合衆国が必要とする土地を取得できないときは、合衆国が直接に收用するが、その方法は、折衝が不成功に終つた旨の通知を琉球政府から受けとつたとき、在沖米国陸軍工兵隊長が、高等弁務官の認可を経て「收用宣告書」を所轄登記所及び市町村役所に提出することにより、その提出と同時に、当該権利は、合衆国の代行機關又は出先機関に絶対的に付与されるということになつてゐる。また、ある土地又は地上物件をただちに使用及び占有すべき緊急の必要があるとみとめたときは、高等弁務官は、要求告知書（合衆国が必要とする土地その補償額等を明示し、琉球政府行政主席に交付する。行政主席は、これを所轄登記所及び市町村役所に提出し、これにちとづいて地主との折衝を行なう）を提出したら、いつでも「即時占有命令」を発することができるところになつてゐる。

今回の調査にあたつては、強制的に土地を接收されたとの訴えは、ほとんど聞かなかつた。

(4) 立ち退きの問題

土地は住民の生活を支える基本的なものであるために、住みなれた土地を立ち退くことに、住民が反対したのは当然であった。一九五八年に「新土地計画」が作成されるまでは、さきに発表したわれわれの報告のとおり、強制立ち退きにあつた人々が、テント小屋で、飲食物にもこと欠くという事態が、あそこ、こゝで生じていたが、しかし、今回の調査にさいしては、テント小屋などで、非人間的な生活をしている状況は見聞しなかつた。

□ 残された問題

沖縄の土地問題は、解決されたと考える人々が多くなつており、われわれがさきに発表した当時とは比べると、かなり改善されていることは事実である。また、土地問題について、不満を訴える人々が、ひじょうに少なくなつていることも事実である。

しかし、われわれは、軍用地にかんするかなりの数の不満を聞いた。それは、過去において、問題とされたことのほとんどすべてにわたるものであつた。

(1) 合衆国が土地にたいしてもつ権利と住民の不安

一括払いが廃止され、フィータイタル又は賛定付土地保有権が、契約にもとづく地料毎年払いの賃借権とされた結果、自分達の土地を異国政府に賣い上げられてしまふのではないかという住民の不安は、ほんとなくなつたようである。しかし、住民の不安が、全くなくなつたわけではない。とくに、伊江村では、数多くの住民から、合衆国は、やはり、当初の方針を譲歩していくないのではないかとの訴えを聞いた。たとえば同村真那部落では七六戸（同部落は全部軍用地である）のうち二七戸が、いまなお、布令二〇号によつても実質的に買い上げと同じだとして賃貸借契約の締結を拒否している。本年五月同村に出された熟認耕作地の建築中止、ラジオの禁止、防風林伐採の命令は、契約による賃借権だと言いながら、契約当時すでに居住し耕作していた人々にたいし、米軍の一方的な判断で、住民の生活がたち行かなくすることであり、この

ことは、いまもなお、听有権類似の権利を取得する方針が変つてないことを示すものと多くの住民が考えている。

一九五八年の布令二〇号「賃借権について」は、米国が取得する軍用地にたいする権利は「不定期賃借権」と「五カ年賃借権」の二種とすると言つている。不定期賃借権の内容は、「いかなる期間の制限も加えずに、合衆国が使用を欲する期間、土地の上空、地下及び地上並びに（又は）当該土地の地上物件の完全かつ独占的使用、占有及び享有に及ぶ権利」であつて、五カ年賃借権は、期間の定めがあるだけで、権利の内容は同じものである。一括払いがなくなつただけで、限定付土地保有権と実質的には同じである。

この点において、現在もつぎの二つの問題が残されていると言わなければならぬ。

現在、軍用地内に、かなりの面積にわたつて、居住と耕作が默認されている（耕地については、軍用地内耕地面積の約三五%が默認耕作地）。このことは、法的には、米軍の好意によるものであるが、住民が生活する上で非常に重要な土地が、大量に運用地として授与され、地代だけで生活することができず、転業の可能性も閉ざされているところでは、住民の側からすれば、いわゆる默認耕作地がなければ生活をして行けないのであり、契約締結当時の既得権も何時、奪われるかも分らない不安定な状況に置かれていることは、住民の平和な生活を脅かしているということである。

また、米国の土地使用权は、平和条約第三条の範囲内のものであるはずで、日本の殘存土壁を侵し、臨時的なものとされている条約内容を破ることができないのは、もちろんであり、米国が七地所有権を取得したり、無期限の物権的権利を取得することは、平和条約に抵触する可能性があり、仲間住民の祖国の土にたいする権利を永遠に奪ひ去るものといわなければならぬ。

(2) 軍用地の補償の問題

軍用地にたいする補償の問題については、根本的な改善が加えられた。しかし、すべての問題が解決されたと考えることはできない。

苦情の一 賃料が安いことについて、数多くの苦情を聞いた。一つの例を引こう。

伊江村のある農民は、接收された六〇〇〇坪の賃料として、一九六〇年八月に、九年間の明借り金一、一〇〇ドルから税金をさしひかれた九〇〇ドル余の金額を受けとつた。現在、一、三〇〇坪が黙認耕作地とされている。しかし、そのうち宅地として使用している部分と重複設跡のため耕作できなくなってしまった上地があるので、実際に、耕作している土地は、約六〇〇坪である。この土地から年六〇ドルの収益を上げている。この老人夫婦は、もともと住んでいたところが演習地になつたために引越しを余儀なくされ、いまのところへ、移り住んだのであるが、建築費に七三〇ドルを支出した。その他生活必需品、医療費などのために、賃料は一年間にすべて費い果してしまつた。いま生活を支えているのは、年約六〇ドルの農産物収入だけである。

ところでもし、接收されることなく、商業経営を行なつていたとすれば、六〇〇〇坪の土地から年六〇〇ドル以上の収入を上げることができる。この人々は、接收されなければ、平和な生活ができるのに、軍用地として、土地をとられてしまつたために、少なくとも今後八年間は、月五ドルほどの生活を続けて行かなければならぬ。これは決して例外ではない。

然認め耕作地の地代を、軍は引き下げようとしていると言われるが、それは、住民の生活を助かすものである。

苦情の二 また、米軍は、不要になつた土地を解放しているが、そのさい、農地を飛行場にしてコンクリートを敷きつめたまゝ、何の補償もせずに解放するというやり方をやつてゐる。一九五九年以來の解放地の状況を見ると、一九五九年、一、三九二、一四三坪、一九六〇年度四五七、九〇〇坪、一九六一年度五、五三四坪（但二月末まで）となつてゐる。軍用地を解放するさいには、その復元補償をすべしという要求が出されている。

苦情の三 実に水稲地をとられてしまつたために、水田がつぶされてしまつたという例がいくつかある。

苦情の一 貨料が安いことについて、数多くの苦情を聞いた。一つの例を引こう。

伊江村のある農民は、接收された六〇〇〇坪の賃料として、一九六〇年八月に、九年間の明かり金一、一〇〇ドルから税金をさしひかれた九〇〇ドル余の金額を受けとつた。現在、一、三〇〇坪が熟認耕作地とされている。しかし、そのうち宅地として使用している部分と施設跡のため耕作できなくなってしまった土地があるので、実際に、耕作している土地は、約六〇〇坪である。この土地から年六〇ドルの収益を上げている。この老人夫婦は、もともと住んでいたところが演習地になつたために引越しを余儀なくされ、いたところへ、移り住んだのであるが、建築費に七三〇ドルを支出した。その他の生活必需品、医療費などのために、資料は一年間にすべて費い果してしまつた。いま生活を支えているのは、年約六〇ドルの穀産物収入だけである。

ところでもし、接收されることなく、農業耕作を行なつていたとすれば、六〇〇〇坪の土地から年六〇〇ドル以上の収入を上げることができる。この人々は、接收されなければ、平和な生活ができるのに、軍用地として、土地をとられてしまつたために、少なくとも今後八年間は、月五ドルほどの生活を続けて行かなければならない。これは決して例外ではない。

熟認耕作地の地代を、軍は引き下げようとしていると言われるが、それは、住民の生活を脅かすものである。

苦情の二 また、米軍は、不要になつた土地を解放しているが、そのさい、農地を飛行場にしてコンクリートを敷きつめたまゝ、何の補償もせずに解放するというやり方をやつてている。一九五九年以來の解放地の状況を見ると、一九五九年度、一、三九二、一四三坪、一九六〇年度四五七、九〇〇坪、一九六一年度五、五三四坪（但二月末まで）となつていて、軍用地を解放するさいには、その復元補償をすべしという要求が出されている。

苦情の三 廉に水耕地をとられてしまつたために、水田がつぶされてしまったという例がいくつある。

第三に、住民にとつて大切な土地の大きな部分が、軍用地として接収されていること。本来なら耕地あるいは宅地として生活を営なんで行くに適する土地の約四分の一ちかくのものが、軍用地として接収されるるので、新らしく生活を設計するのに適する土地はほとんどないと言つても過言でない。たゞ、米軍が、基地内の土地でも、米軍施設にさしつかえないかぎり、耕作等を黙認しているので、この点から、右の数字は、多少変更しなければならないであろうが、それにしても、住民の生活に必要な土地の多くの部分が、軍用地として住民の手をはなれていることにかわりはない。

ところで軍用地のため土地を失ない立ち退きを余儀なくされた住民は五万人以上、一万二千戸以上にのぼっている。これら多数の立ち退き者を受け入れる余地は、ほとんどないので、多くは、同村内のもよりの地域に集団的にわり込む結果となつていて。このことは、立ち退き者が、部落としての必要条件を欠く、飲料水や用水の得難い、防風林（仲禪と台風とは切りはなせない）の欠除、交通路、排水路などの惡条件下で生活することを余儀なくしている。軍の補償額よりも多額の賃借料を払つて、住居と土地を入手しなければならない事態もある。

北今村の立ち退き者達は、山間の傾斜地に一戸当たり平均三十五坪、与那城村に至つては、平均二十坪の土地に住むことを余儀なくされている。

伊江村の立ち退き家庭を戸別訪問して調べた結果によれば、軍に賃貸しした土地の使用料を十年近く明借りすることによつて、住居の方は、十年から二十坪ほどの台風に耐えうるブロック建築を完成しているところが多いが、屋内の家具、什器、備品等は、ほとんどないと言つても過言でない状況であった。

さらに、注意を要するのは、多くの住民の心理的側面についてである。新規接収の可能性ある地域あるいは、默認耕作地内に居住している人達は、つねに、立ち退きにたいする恐怖に脅えながら生活している。さきほん、伊江村の喜納瀬部落の默認耕作地内に居住する人達にたいして、立ち退き命令が出されたが、このことは住民の立ち退きへの恐怖をさらに強くしている。ちなみに一九五九年夏以降をみてもつきのよう